

(コピーをして使って下さい。)

就業規則 (変更) 届

		労働保険番号	
		38 1 06 000951-000	
		整理番号	※
事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
サービス業 介護保険事業	ヒカリメディカルサービス株式会社	四国中央市中之庄町398番地1	
就業規則又はその変更事項		別紙のとおり	
意見の聴取年月日		令和5年10月23日	
意見書	下記のとおり	労働者数	25人
令和5年10月25日			
使用者 ヒカリメディカルサービス株式会社 代表取締役 武内 由紀子			
新居浜労働基準監督署長 殿			



意見書

別紙の職員就業規則変更に関する意見は下記のとおりである。

記

変更に同意します。



令和5年10月23日

労働者代表

職名 事務職

氏名 秦 安祐美



ヒカリメディカルサービス株式会社

代表取締役 武内 由紀子 殿

※は記入不要

職員就業規則 新旧対照表

変更前規則	変更後規則														
<p>第3章 就業時間 休憩 休日 及び休暇</p> <p>第29条 (年次有給休暇)</p> <p>(1) 従業員は勤続年数に応じ、1年間の出勤日の8割以上勤務したものに對し、次の通り年次有給休暇を与える。なお、算定期間の出勤率が8割に満たない者には付与しない。</p> <table border="1" data-bbox="193 645 668 752"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>有給休暇</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>11</td> </tr> </table>	勤続年数	0	0.5	1.5	有給休暇	5	5	11	<p>第3章 就業時間 休憩 休日 及び休暇</p> <p>第29条 (年次有給休暇)</p> <p>(1) 従業員は勤続年数に応じ、1年間の出勤日の8割以上勤務したものに對し、次の通り年次有給休暇を与える。なお、算定期間の出勤率が8割に満たない者には付与しない。</p> <table border="1" data-bbox="879 645 1265 757"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>有給休暇</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> </table>	勤続年数	0.5	1.5	有給休暇	10	11
勤続年数	0	0.5	1.5												
有給休暇	5	5	11												
勤続年数	0.5	1.5													
有給休暇	10	11													
<p>第3章 諸手当</p> <p>第11条 (時間外労働割増賃金、深夜労働割増賃金、休日労働割増賃金)</p> <p>(1) 所定就業時間を超えまたは休日に労働した場合には時間外労働割増賃金または、休日労働割増賃金を、深夜(22時～5時までの間)において勤務した場合には深夜労働割増賃金を、それぞれ支給する。</p> <p>時間外労働割増賃金 $基本給 + 調整 + 資格 + 役職 + 皆勤 / 月所定労働時間 \times 1.25 \times 時間外労働時間$</p> <p>休日労働割増賃金 $基本給 + 調整 + 資格 + 役職 + 皆勤 / 月所定労働時間 \times 1.35 \times 時間外労働時間$</p> <p>深夜労働割増賃金 $基本給 + 調整 + 資格 + 役職 + 皆勤 / 月所定労働時間 \times 1.50 \times 時間外労働時間$</p> <p>第19条 (処遇改善手当)</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、処遇改善手当を支給する。なお、処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。</p>	<p>第3章 諸手当</p> <p>第11条 (時間外労働割増賃金、深夜労働割増賃金、休日労働割増賃金)</p> <p>(1) 所定就業時間を超えまたは休日に労働した場合には時間外労働割増賃金または、休日労働割増賃金を、深夜(22時～5時までの間)において勤務した場合には深夜労働割増賃金を、それぞれ支給する。</p> <p>時間外労働割増賃金 $基本給 + 調整 + 資格 + 役職 + 皆勤 / 年平均月間労働時間 \times 1.25 \times 時間外労働時間$</p> <p>休日労働割増賃金 $基本給 + 調整 + 資格 + 役職 + 皆勤 / 年平均月間労働時間 \times 1.35 \times 時間外労働時間$</p> <p>深夜労働割増賃金 $基本給 + 調整 + 資格 + 役職 + 皆勤 / 年平均月間労働時間 \times 1.50 \times 時間外労働時間$</p> <p>第19条 (処遇改善手当)</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、処遇改善手当を支給する。なお、処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。</p>														



(2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。

第20条 (特定処遇改善手当)

(1) 特定介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、特定処遇改善手当を支給する。なお、特定処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。

(2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。

第22条 (処遇改善補助手当)

(1) 介護職員処遇改善補助金が支給された場合、当該補助金に係る賃金改善として、処遇改善補助(処改補)手当を支給する。なお、処遇改善補助(処改補)手当の対象者は、介護事業所に従事する正社員及びパート(所得制限のない)社員とし、額については、当該補助に係る計画を勘案してその都度決定する。

(2) 前項の手当は、時間外労働の単価には反映しないものとする。

~~(2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。~~

第20条 (特定処遇改善手当)

(1) 特定介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、特定処遇改善手当を支給する。なお、特定処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。

~~(2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。~~

第22条 (処遇改善補助手当)

(1) 介護職員処遇改善補助金が支給された場合、当該補助金に係る賃金改善として、処遇改善補助(処改補)手当を支給する。なお、処遇改善補助(処改補)手当の対象者は、介護事業所に従事する正社員及びパート(所得制限のない)社員とし、額については、当該補助に係る計画を勘案してその都度決定する。

~~(2) 前項の手当は、時間外労働の単価には反映しないものとする。~~



る。

第 24 条 (交代手当)

(1) 施設系介護事業所に勤務し、夜勤 (交代勤務) をする職員に支給する。

(2) 前項の手当は第 18 条同様に、夜勤等で発生する深夜割増手当に充当します。

第 4 章 賞 与

第 25 条 (賞 与)

第 26 条 (支給対象者)

第 27 条 (算定審査事項)

